

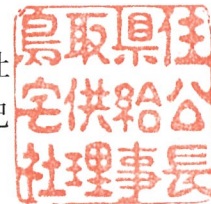


## 公 告

鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）が管理している県営住宅及び公社賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）に係る空住戸補修並びに雨漏り、給排水設備の漏水、漏電等の小規模修繕工事（以下「小規模修繕」という。）を適正かつ効率的に行うために住宅の修繕業者（以下「団地指定業者」という。）を募集するので、次のとおり公告する。

平成31年2月8日

鳥取県住宅供給公社  
理事長 尾坂英己



### 1 募集概要

- (1) 工事内容 県営住宅及び公社賃貸住宅に係る1件あたり50万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の小規模修繕
- (2) 契約期間 団地指定業者の契約期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの期間（5年間）。ただし、県営住宅の管理代行制度変更等の場合、又は指定業者が資格要件を満たさなくなった場合等は、期間中に契約の解除を行うことがある。

### 2 公募業種及び地区

#### (1) 公募業種

- ①建築一般 ②電気工事 ③管工事

#### (2) 公募地区及び指定業者数 《公募地区別該当団地・別紙参照》

##### ①県営住宅…下記の3地区。

地 区	建築一般	電気工事	管工事
東 部	9社	3社	5社
中 部	2社	2社	6社
西 部	7社	3社	4社

##### ②公社賃貸住宅…下記の2地区。

地 区	建築一般	電気工事	管工事
東 部	1社	1社	1社
西 部	1社	1社	1社

### 3 申請資格要件

申請事業者は、次に掲げる（１）共通要件、（２）業種毎の個別要件に該当するものであること。

#### （１）共通要件

- ① 会社が管理している県営住宅等に係る小規模修繕に適正かつ効率的に対応する体制を有していること。  
災害時の緊急出動要請に即応できる体制を整えていること。
- ② 公募工事業種について、過去に３年以上の公営住宅等（県営住宅、市営住宅、公社賃貸住宅）に係る施工実績を有するものとする。
- ③ 申込時に鳥取県指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 申込時に「鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書」（平成２２年２月８日付け鳥取県知事等・鳥取県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による公正手続開始の申し立てがなされていないもの又は民事更生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による更正手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- ⑦ 県内に本拠地のある者で、申請地区内において、営業所で公募工事業種を営んでいること。  
又は、新規に直近の鳥取県建設工事入札参加資格審査申請を受理された者であること。
- ⑧ 県営住宅等の小規模修繕に係わる工事責任者１名を配置すること。
- ⑨ 団地指定業者として指示された期間内に小規模修繕を完了する等、契約期間中責任をもって契約内容を履行できること。
- ⑩ 災害時、又は緊急時は、担当地域を越えて他の指定業者との協力体制がとれること。

#### （２）業種毎の個別要件

##### ① 建築一般

- ア. 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（以下「県規則」という。）第６条第３項に基づく建築一般の入札参加資格を有すること、又は新規に直近の鳥取県建設工事入札参加資格審査申請（建築一般）を受理された者であること。
- イ. 緊急時に迅速に対応するため、夜間、休日を含め２４時間対応できる体制とすること。

##### ② 電気工事

- ア. 県規則第６条第３項に基づく電気工事の入札参加資格を有すること、又は新規に直近の鳥取県建設工事入札参加資格審査申請（電気工事）を受理された者であること。
- イ. 緊急時に迅速に対応するため、夜間、休日を含め２４時間対応できる体制とすること。

### ③ 管工事

ア. 県規則第6条第3項に基づく管工事の入札参加資格を有すること、又は新規に直近の鳥取県建設工事入札参加資格審査申請（管工事）を受理された者であること。

イ. 緊急時に迅速に対応するため、夜間、休日を含め24時間対応できる体制とすること。

（注1）資格要件については、申込み以降継続していることが必要とする。

（注2）建築一般、電気工事、管工事における24時間対応のために係る経費（待機料）の支払いはないものとする。

## 4 申請条件

### (1) 申請業者

県営住宅、公社賃貸住宅とも1事業者1地区の申請とする。

### (2) 申請業種

1事業者につき1業種とする。（2業種以上の申請は不可とする。）

## 5 申請方法

(1) 県営住宅等小規模修繕工事業者募集要領は、下記の受付場所で配布する。

(2) 申請事業者の方は、県営住宅等小規模修繕工事業者指定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に必要書類を添付の上、受付期間内に提出すること。

(3) 申請書の提出は、受付場所へ持参してください。郵送による受付はしないものとする。

## 6 県営住宅等小規模修繕工事業者指定申請書の受付

(1) 受付期間 平成31年2月12日（火）～平成31年2月22日（金）

(2) 受付場所 東部地区 鳥取県住宅供給公社 事務局

鳥取市田園町四丁目207番地（タナカビル2階）

電話 （0857）27-7334

中部地区 鳥取県住宅供給公社 中部事務所

倉吉市上井町一丁目138番地（牧本ビル1階）

電話 （0858）26-8500

西部地区 鳥取県住宅供給公社 西部事務所

米子市鞆町一丁目160番（鳥取県西部総合事務所新館2階）

電話 （0859）32-9211

\*受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

## 7 選定方法

申請受付の締切後、資格審査委員会を開催し、審査基準による評価を行った上で、指定業者を選定する。なお、地区内の団地割り振り等については、指定業者の意向を踏まえ、各建築住宅課と公社で協議の上決定する。

## 8 審査基準

・以下の審査項目について、評価した配点により決定するものとする。

- ①業務を安定して行う体制
- ②公営住宅等に関する工事の施工実績
- ③修繕工事に対する取り組み、意欲
- ④実績に対する評価

## 9 応募者への通知

小規模等工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知する。

## 10 協定の締結

指定業者と県営住宅等小規模修繕工事業者指定に関する協定を締結する。

(1) 県営住宅

①東部地区

団地	団地数	管理戸数	募集業者数
(鳥取市) 川下町・相生町・北園第一・北園第二・材木町・立川町・緑町第一・緑町第二・馬場町・東浜・浜坂第一・浜坂第二・ひばりが丘・東町・丸山町第一・丸山町第二・興南・湯所町第一・湯所町第二・吉成東・徳尾・白浜・末恒第一・末恒第二・面影・東今在家・行徳	27	114棟 1,433戸	建築一般9社  電気3社  管 5社

②中部地区

団地	団地数	管理戸数	募集業者数
(倉吉市) 明治町・旭田町・越殿・八幡・米田・上灘・福守第一・福守第二・河北・上井・清谷・和田・鴨川	13	30棟 472戸	建築一般2社  電気2社  管 6社

③西部地区

団地	団地数	管理戸数	募集業者数
(米子市) 日ノ出町・住吉・内浜・三柳・河崎・上福原第一・上福原第二・皆生・福原・永江・上粟島・安倍彦名・富益・道笑町ふれあい (境港市) 渡・外江・弥生・上道・高松・美保・誠道・余子・夕日ヶ丘	23	142棟 1,426戸	建築一般7社  電気3社  管 4社

(2) 公社賃貸住宅

①東部地区

団地・施設	団地数	管理戸数	募集業者数
(鳥取市) 吉成団地	1	3棟 48戸	建築一般1社  電気1社  管 1社

②西部地区

団地	団地数	管理戸数	募集業者数
(米子市) 大谷団地	1	4棟 64戸	建築一般1社  電気1社  管 1社